

災害救助法が適用された地域で被災されたお客様への 電気料金等に関する特別措置について

弊社では、災害救助法が適用された地域において被災されたお客様からのお申し出に応じ、特別措置を適用させていただきます。お客様の状況に応じてご相談させていただきますので、下記の連絡先までご連絡ください。

なお、特別措置の適用をお申し出いただく場合は、原則として罹災証明書等をご提出いただきます。

1 適用対象

災害救助法が適用された地域において、弊社と電気のご契約をいただいているお客様とします。

災害救助法の適用地域に関する最新情報は、内閣府の[ウェブサイト](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)にてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の適用条件

- 災害発生から1年以内に、災害救助法が適用された地域のお客様
- 災害救助法の適用から6か月後の末日までに特別措置の適用をお申し出いただき、当社がその適用を認めたお客様

3 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1か月間延長

電気料金の支払期日が災害救助法の適用日以降となるお客様について、被災日が属する検針期間以降の3か月間の電気料金は、支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

イ 不適用月の電気料金の免除

被災日以降、6か月間を通じて一度も電気を使用されなかった場合に限り、被災日が属する月分の翌月分から6か月間の電気料金を免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が、災害発生日が属する月の6か月後の末日までに、被災前と同一の契約内容で電気の使用をお申し込みされた場合、工事費負担金は申し受けません。また、同期限までに引込線または計量器等の取付位置の変更をお申し込みされた場合も、諸工料は申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が、災害発生日が属する月の6か月後の末日までに、臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合、臨時工事費は申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備については、災害発生日が属する月の6か月後の末日までの間、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイダンス 6「その他」をお選びください
【受付時間】9:00-17:30（12月29日～1月3日を除く）

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30（土日祝日および年末年始・弊社指定休日を除く）